

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための佐賀大学の活動制限指針

20200417

レベル	総合	研究活動	学内会議	授業 (講義・演習・実習)	学生の課外活動	学生の入構	教職員	備考 (レベルの目安)
0	通常							平常時・収束
1	一部制限	感染防止のため「3密」を避け、研究活動を行うことができます。濃厚接触の回避を行うこと。	感染防止のため「3密」を避け、対面会議を行います。オンラインでの参加を推奨します。	感染防止のため「3密」を避け、対面授業、演習・実習を実施しつつ、遠隔授業を積極的に実施します。	感染防止のため「3密」を避けることができる一部の課外活動を許可します。	学生は登校を控えてください。ただし、講義受講生を除きます。	感染拡大防止に留意し、通常通りの勤務とします。	県内一部感染期
2	制限-小	研究活動は続行できますが、感染防止のため「3密」を避け、学生・研究員・研究スタッフ(研究室関係者)は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅で作業することを検討する必要があります。濃厚接触の回避を行うこと。	感染防止のため「3密」を避け、対面会議を行います。オンラインでの参加を推奨します。メール会議で審議できる事項および報告事項はメール会議とします。	感染防止のため「3密」を避け、対面授業、演習・実習を制限し、遠隔授業を中心に実施します。	全面禁止です。	学生の不要不急の登校を禁止します。	感染拡大防止に留意し、通常通りの勤務とします。	県内感染拡大期
3	制限-中	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。	対面会議は必要最小限とし、移せるものからオンライン会議に移行します。メール会議で審議できる事項および報告事項はメール会議とします。	対面授業、演習・実習を原則停止し、遠隔授業を実施します。	全面禁止です。	学生の不要不急の登校を禁止します。	緊急事態宣言発令地域からの通勤者の時差出勤、妊娠中の方等の在宅勤務を実施します。	隣県緊急事態宣言発出期
4	制限-大	以下の研究スタッフ(事情によっては大学院生(部局長など組織代表者の書面による許可を要する))の研究室への立ち入りが許可されます。ただし、感染防止のため「3密」を避け、滞在時間も極力短くすること。 1)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3)生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ	オンライン会議のみを実施します。	遠隔授業のみを実施します。	全面禁止です。	学生の登校を禁止します。ただし、現在進行中の実験・研究作業に従事する大学院生(部局長など組織代表者の書面による許可を要する)および研究員を除きます。その場合、感染防止のため「3密」を避け、滞在時間も極力短くすること。入構記録が必要です。	大学機能維持の最小限の人員のみの出勤です。	県内緊急事態宣言発出期
5	キャンパス内活動の原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の書面による許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。ただし、感染防止のため「3密」を避け、滞在時間も極力短くすること。	オンライン会議のみを実施します。	遠隔授業のみを実施します。	全面禁止です。	登校を禁止します。	大学施設の維持管理要員のみの出勤です。	キャンパス内でクラスター感染発生期

*なお、医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外です。

*総合分析実験センター(本庄キャンパス及び鍋島キャンパス)については、別紙のとおりとする。

*本指針は目安であり、国や佐賀県の要請等を受け、本学の教職員、学生に対する要請等については、HP、メール等で周知します。また、本指針の見直しを行う場合もあります。